

質問要旨 民生児童委員の推薦規定に、夫婦で民生児童委員と主任児童委員はできないとあったか。

答弁要旨

民生児童委員の選任要件につきましては、民生委員法第5条に「議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者」と規定されているほか、本市が独自に定めた、一定の年齢要件や、選任にあたっての留意事項などを、「民生児童委員及び主任児童委員推薦の手引き」に整理し、推薦会の参加者にお配りしております。

当該推薦の手引きには、夫婦で民生児童委員と主任児童委員となることを禁止する規定はなく、推薦会のミスではありません。

以上

質問要旨 今回の事例は誰がどのように判断されたの

か。大変なご苦勞をおかけして推薦して頂いた方を断るの、大変失礼ではないか。連協会長等が推薦してきた候補者を断るのであれば、社会福祉協議会に推薦依頼をすべきではないと思うが、いかがか。

答弁要旨

今回の事例につきまして、尼崎市社会福祉協議会本部に確認をいたしましたところ、大庄地区民生委員推薦会終了後に、大庄地区民生児童委員協議会において夫婦ともに民生児童委員や主任児童委員になった場合、夫婦間で守秘義務が守れるのか、また、地域の様々な役割がひと世帯に集中していいのかといった意見が出されたことから、大庄地区民生児童委員協議会の事務局が当該地域の連協会長にその旨を伝えたとのことです。その後、当初の候補者が推薦を辞退し、新たな候補者が推薦されたということでございます。

本市としましては、地域の皆様の最終的な意見を尊重して手続きを進めているところですが、結果としてみますと、地域の皆様には、さらなるご負担をおかけするとと

(次ページへ続く)

もに、ご本人も不快な思いをされたことと思います。

なお、今回の事例を踏まえ、地域で疑義が生じる可能性のある要件につきましては、本市民生委員推薦会や社会保障審議会の民生委員審査専門分科会、推薦に携わる地域の皆様の多様なご意見をお聞きしながら、「民生児童委員及び主任児童委員推薦の手引き」を改定するなど、地域において民生児童委員の推薦が円滑に進むよう努めてまいります。

引き続き、社会福祉協議会を中心とした地域の皆様のご協力により、民生児童委員の推薦をいただきたいと考えております。

以上

(保健担当局長答弁)

松岡議員 1004 作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨 野良猫不妊手術助成金交付要綱が令和³年4
月1日に^{改正}されてから、団体申請は何件あったか。

答弁要旨

野良猫不妊手術助成金交付制度につきましては、
、令和3年4月に要綱を改
正し、新たに団体申請制度を設けたものであり、現在の登
録団体数は3件、お尋ねの交付申請の実績は1件でござ
います。

以 上

(保健担当局長答弁)

松岡議員 1005 作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨 TNR活動を活発に行うために、「地域の有志によるグループ」による申請も可能とするのはどうか。

答弁要旨

TNR活動につきましては、不妊・去勢手術を施した一世代限りの野良猫と地域との共存を図りながら、将来的に野良猫の数を減らし、地域の環境改善を目指していくことを目的としております。

そのため、実施にあたりましては、当該地域の同意を必要としており、要綱において、団体の定義を町内会といった地域自治組織としております。

しかしながら、地域自治組織が存在しない地域もあり、地域に根差した有志グループによる活動も想定されることから、今後、動物愛護管理推進協議会において、団体の定義のあり方について協議してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 本市で2項道路のセットバックによる弊害の事例が、これまでに何件くらいあったのか。

答弁要旨

議員ご指摘の2項道路のセットバックにより、不具合が起きている正確な件数については、把握しておりませんが、これまでも同様の相談が年に数件あったことから、令和元年度の1年間に、市内で実施されたセットバック部分の実態調査を行いました。

調査結果としましては、セットバックが必要な210件のうち、49件が既存の側溝を後退線に移設しておらず、また30件が従前より側溝がなく新設もしていない状況でありました。

以上

質問要旨 2項道路のセットバックについて、建築主に対応を拒否された場合、市としては放置することになっているのか、また、今後同じような事例が起こらないよう、ルールを決める必要があると思うが、どうか。

答弁要旨

建築基準法では、2項道路により敷地を後退した際の側溝の整備や、舗装等の実施についての規定はなく、これまでは相談があった時には、建築主と粘り強く話し合いを行い、その解決に努めてきたところではあります。

しかしながら、令和元年度の実態調査を踏まえ、市として、これまでの反省に立ち、今年4月1日に住環境整備条例に基づく道路の整備基準として、建築基準法により敷地を後退した場合は、後退線に側溝を設置し、後退した道路部分にはアスファルト舗装するなどのルールを新たに明記いたしました。

(次ページへ続く)

今年度以降におきましては、このルールに基づき建築主と施工の前に約束を交わし、また建物完成後には現地確認も行うこととしております。

このような取組を通じて、ご指摘のような問題が起きないように努めてまいります。

以 上

質問要旨 高齢者等見守り安心事業における町会未加入者や担い手の高齢化への対応等について、今後の展開をどう考えているのか。

答弁要旨

高齢者等見守り安心事業につきましては、地域の高齢者等が孤立することなく、安心して暮らし続けられるよう、社会福祉連絡協議会の圏域において実施していただくもので、8月末時点で50地区において見守り安心委員会が立ち上がり、地域コミュニティの中心として活動されている各地区の連協の皆様を中心に、地域住民主体の見守り活動に取り組んでいただいております。

活動の中心としてご尽力いただいております、町会長をはじめ連協の皆様方には、改めて感謝申し上げます。

この見守り活動は、地域のつながりが希薄になる中で、地域住民同士の顔の見える関係を構築し、平時だけでなく災害時にも大きな力となりますことから、町会の加入・未加入にかかわらず、地域住民を支える取組としてご理解いただきたいと考えております。

(次ページへ続く)

また、議員ご指摘のとおり、活動者の皆様が高齢になりご負担を感じられたり、担い手不足等の課題があることは認識しております。

こうしたことから、地域課や社会福祉協議会と連携し、市民が活動しやすいエリアでの試行的な見守り活動の実施に向けた地域住民との意見交換会や、生涯学習プラザ登録グループへの見守り活動の案内等の実施、高校生が民生児童委員と連携して実施する見守り活動の支援など、担い手の確保や育成に取り組んでいるところでございます。

引き続き、地域課等と連携し、地域特性に応じた様々な手法を検討し、市内全域での見守り活動の実施に向け取り組んでまいります。

以上

質問要旨 10年以上算定基準人数の更新がされていないのはなぜか。また平成23年度以降の交付金額が算定された根拠は何か。

答弁要旨

地域高齢者福祉活動推進事業につきましては、高齢者の生きがいを促進するとともに、広く市民が高齢者福祉に関心を持って自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進する事業を実施する尼崎市社会福祉協議会本部へ補助しているものでございます。

各支部における当該補助金の配分基準については、制度導入当時に、各支部内で協議を行い、立花支部は毎年度直近の70歳以上人口での配分、武庫支部は連協ごとに上限(35万円)を設けその範囲内での配分となっておりますが、他の支部は、議員ご指摘のように平成22年度の70歳以上人口比による配分となっております。

そのため、配分の見直しについては、尼崎市社会福祉協議会本部において、継続的に検討を行っていますが、各支部の実態に応じた整理が困難なことから、現在のところ、実施には至っておりません。

(次ページへ続く)

本年度は、1支部において、支部内の配分方法の変更を検討しましたが、調整がつかず、従前の配分を踏襲することとなりました。

尼崎市社会福祉協議会本部においては、引き続き、配分方法の見直し検討を進めていくとされており、本市といたしましても、その検討にあたり、各支部の意見を尊重し、助言するなど、高齢者福祉に関心を持って自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進する事業の支援を行ってまいります。

以上

質問要旨 町会長の処遇について、検討してもらいたいがどうか。検討予定がない場合、町会長の負担を減らすことを考えてほしいがどうか。

答弁要旨

町会長が担われる、民生児童委員をはじめ、地域を代表して活動を担う方の推薦や、福祉的なものに限らず、お祭りをはじめ地域の交流や親睦なども含めて、地域にお住いの方々を対象にした様々な地域の活動は、それぞれの地域をよりよくしていくための主体的な取組としてご尽力をいただいているものと理解しております。また、そうした地域の自治に携わる会長の処遇に市が関与すべきではないとも考えております。

しかしながら本市では、他の自治体と異なり、ほとんどの福祉協会が町会・自治会と同一という特性から、市の事業への参画や協力のほか、福祉的な活動の促進等にも関わっていただくことが多い状況にあり、そのトップである会長にご負担がかかる場合があることは、市としても認識しております。

(次ページへ続く)

こうした地域の活動団体と市は互いにパートナーであるということをより一層意識しつつ、地域の課題解決や各種の活動についての様々なご相談等に対応できるよう努めてまいります。

また、ほとんどの福祉協会が町会・自治会と同一という特性の本市においては、地域の活動に多様な主体が参画していくことがより重要であり、現在進めている学びと活動の循環の取組を通して、一人ひとりの我が事意識を向上させる取組も継続してまいります。

以上